

## 第15回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年10月29日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

## 5 議 事

- |        |         |                                   |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告                            |
| 日程第 2  |         | 開会                                |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                        |
| 日程第 4  |         | 会期の決定                             |
| 日程第 5  |         | 会務報告                              |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について   |
| 日程第 7  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                      |
| 日程第 8  | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9  | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について            |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について       |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                 |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について              |
| 日程第 13 |         | 次回総会日程（予定）について                    |

事務局 長

第15回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

秋も深まり紅葉が美しい季節を迎え、越冬準備に何かとお忙しい中、本総会に全員の出席をいただきましてありがとうございます。衆議院議員総選挙の終盤を迎えこれから数年の国政を担う議員さんが決まろうとしています。一次産業はもとより国民に寄り添う政策が行われることを切に願うばかりです。

先日行われた農地パトロールは特に大きな違反もなく終了することができました。ありがとうございます。

本日の総会には報告が1件、議案6件を提案させていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番押切委員、3番橋場委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、8月31日開催の第13回総会において審議がなされました農地転用許可申請2件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設(〇〇〇)の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号2は円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇が、農業用施設(〇〇〇)の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、3件の現況証明願でございますが、

浜農委3-11号の願い出人は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、

願い出地は姉別〇〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、〇〇〇〇〇〇〇の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、山下委員、谷口委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委3-12号の願い出人は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、〇〇〇〇の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委3-13号の願い出人は、釧路市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、浜農委3-11号で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に浜農委3-12号、13号の審議を行います。

まず、浜農委3-12号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委3-13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委3-12号、13号を採決いたします。

お諮りします。

浜農委3-12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、浜農委3-12号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委3-13号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、浜農委3-13号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委3-11号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、浜農委3-11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委3-11号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委3-11号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、9件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号2は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号3は、茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号4は、茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号5は、茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号6は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号7は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、〇〇氏が、〇〇〇〇氏より平成〇〇年から賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号8は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、〇〇氏が、〇〇〇〇氏より平成〇〇年から賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号9は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約でございますが、それぞれこの度の解約により〇〇月上旬に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号9で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1～8の審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 〇〇さんの借入地の一部も〇〇さんが一体的に使っていると思うが？

農政係長	契約書上では1筆の土地を2人で分けてそれぞれ借入しておりますので、今回は契約書に記載のとおり解約いたします。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～8を順に採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号9について、質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号9を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。



議長 ありがとうございます。  
次に、整理番号3について、7番谷口委員お願いします。

谷口委員 ○○○○さん名義の土地を○○○○○○○○○○○○○○○○に営農用地として使用貸借するので、許可することに問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1～3を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

整理番号1は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

6番、山下委員。

山 下 委 員

〇〇〇番の土地の左隅が抜けている。参考資料をみると地続きの土地のように見えるが別の方の所有地になるのか？

農政係 長

こちらの土地は〇〇〇〇さんの〇〇の土地で、〇〇が行われていない土地になります。実際は航空写真をみても分かるように〇〇さんがこの土地も一体的に使っておりますが、現状この土地は〇〇さんの土地ではないので、今回は申出地としてあがってきておりません。

議 長

他に質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。  
整理番号1については、1番嵯峨委員、4番篠原委員、7番谷口委員にお願い  
したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

事 務 局 長 日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を  
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係  
の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用  
地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としてお  
ります。

本案は賃貸借2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、  
整理番号1～2は、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借で、整理番号1の対象地は  
西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡、この土地を西円朱  
別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の再設定、  
整理番号2の対象地は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,  
〇〇〇㎡、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権  
利の再設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画  
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長  
島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを  
申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、  
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしま  
すので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1～2を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、令和3年10月5日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、現況証明願の非農地判断による農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、11月30日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、火曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第15回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

浜中町農業委員会

3番 橋場和幸